

厚木市久保奨学金（入学準備奨学金・高校等修学奨学金）

支給申請の手引

厚木市教育委員会では、市民の方からの寄附を基に、未来を担う子どもたちの夢の実現を応援するため、奨学金を給付する厚木市久保奨学金事業を実施しています。

支給を希望される方は、必ず内容を確認し、申請の手続等を行ってください。

1 奨学金の種類及び募集人数

◎ 両方の奨学金を申請することができます

➤入学準備奨学金

高校等※への入学に要する費用として支給（給付型）します。

募集人数：20人

支給金額：60,000円

➤高校等修学奨学金（第10期生）

高校等における修学に要する費用として支給（給付型）します。

募集人数：20人

支給金額：年額120,000円

注意事項：支給期間は、高校等第1学年の1年間です。継続して、第2学年で支給を受けるためには、別途申請手続が必要になります。（継続支給審査有り）

※ 高等専門学校、専修学校高等課程を含む。

2 支給を受けることができる方

◎ 市内に在住している中学第3学年の生徒のうち、次の全ての要件に該当する方

➤学業成績が優秀であること

中学第3学年の2学期における9教科の5段階評定の平均が、4.0程度であることを目安とします。

➤修学の意欲があること

奨学金支給申請書の「修学の意欲について」欄への記入内容等から判断します。

➤経済的な理由により修学が困難であること

申請者と生計を共にする方全員の市民税所得割額で審査しますので、税の申告が必要な方（高校生等を除く）は、必ず申告してください。

なお、未申告の場合は、審査できません。

また、具体的な経済状況については、奨学金支給申請書の「奨学金を必要とする理由（家庭の経済状況など）」欄に記入してください。

3 支給申請の方法

学級担任の先生から「奨学金支給申請書」を受け取り、11月22日（水）までに学級担任の先生へ提出してください。

修学の意欲について

作文は、重要な選考資料となりますので、以下の点に注意して記入してください。

1 **注** 等において、特に力を入れて学びたいことや将来に向けて取り組みたいこと

次の注意事項をよく読んで、**生徒（申請者）**が記入してください。

- ・ 高校等において、特に力を入れて学びたいことや取り組みたいこと、また、将来の夢や目標について記入してください。
- ・ 400字以上500字以内で記入してください。
- ・ 丁寧に読みやすい字で記入してください。
- ・ ボールペン又は鉛筆（HB又はB）を使用し、濃く記入してください。

以上のことから奨学金を支給します。

令和 5 年 11 月 15 日
※作文を記入した日

生徒（申請者）が、
が署名してください。

申請者氏名（署名） 厚木 太郎

5 主なスケジュール

令和5年11月22日（水）	申請	学級担任の先生へ申請書を提出してください。
〃 12月上旬～	審査	厚木市久保奨学金奨学生選考委員会の意見を聴いた上で、厚木市教育委員会が支給の可否を決定します。
令和6年1月下旬～	結果通知 ↓ 支給	【入学準備奨学金】 支給の可否について、申請者の御自宅に通知等を郵送します。支給が決定した方は、入学が決定した日から30日以内に、入学が決定したことを証する書類を教育委員会へ提出してください。提出書類の受理後、約2週間後に支給します。
〃 3月下旬～	結果通知 ↓ 支給	【高校等修学奨学金】 支給の可否について、申請者の御自宅に通知等を郵送します。支給が決定した方は、高校等に入学した日から30日以内に、高校等に在学することを証する書類を教育委員会へ提出してください。提出書類の受理後、約2週間後に支給します。 ※4月と10月に各60,000円を支給します。

6 注意事項

奨学金の支給要件に該当しなくなったとき、厚木市久保奨学金基金条例等に違反したとき又は虚偽の申請によって奨学金の支給を受けたとき等に該当する場合、奨学金の支給決定を取り消し、又は変更することがあります。

また、この場合、奨学金の返還を求めることがあります。

なお、高校等修学奨学金（第10期生）の支給については、市議会の予算議決後に実施が確定します。

～ 問合せ先 ～

厚木市教育委員会 教育総務部 教育総務課 教育総務係

電話：(046) 225-2600

FAX：(046) 224-5280

メール：7800@city.atsugi.kanagawa.jp



◀ 市ホームページはこちらから。

市ホームページから申請書類のダウンロードや制度の詳細を確認できます。

【トップページ > メニュー（画面右上）> 子育て・教育 > 小・中学校 > 就学支援 > 久保奨学金制度】